

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年4月28日 09時39分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市姫路港網干第1区 網干防波堤灯台から真方位029°340m付近 (概位 北緯34°46.3′ 東経134°36.5′)
事故の概要	液体化学薬品ばら積船東秀丸は、北進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年5月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	液体化学薬品ばら積船 東秀丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	142612、株式会社南陽マリン
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底部外板に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 ほぼ低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、右舷方の私設岸壁中央付近にある第2棧橋（以下「本件棧橋」という。）の前面で右転したのち出船左舷着けとする計画で、私設岸壁前面の水路（以下「本件水路」という。）を約9ノットの対地速力で手動操舵により北北西進した。</p> <p>本船は、船長が、本件水路幅が狭いように見えたので当初の計画を変更し、本件棧橋を通り過ぎ、左転して本件棧橋に向かうこととし、本件棧橋付近から西進する小型船舶を右転して避けたのち、黄色浮標を右舷方に視認して北進中、浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.45m、船尾約4.55mであった。</p> <p>船長は、本件棧橋に着棧するのが初めてであったものの僚船が何度も着棧していたので着棧操船に支障はないと思い、海図で本件水路付近の状況を事前に把握せずに着棧計画を変更して航行を続け、本件浅所に乗り揚げたと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、船長が、本件水路を北北西進中、船長が、本件水路付近の状況を事前に把握しない状態で着棧計画を変更したことから、本件浅所に向かって航行を続け、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が本件水路を北北西進中、船長が、本件水路付近の状況を事前に把握しない状態で着棧計画を変更したため、本件浅所に向かって航行を続け、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 船長は、初めて操船する海域で着棧する場合、事前に水路状況を把握しておくこと。